(1) 燃え殻がある区域の調査結果

平成28年8月に防災調整池の建設予定場所付近で廃タイヤの燃え殻の存在を確認し、燃え殻の一部を成分分析したところ、管理型の最終処分場(出島処分場等)で埋立処分できる 判定基準を超えるダイオキシン類が含まれている燃え殻が存在することが判明したため、以下の調査を実施しています。

区分	調査(採取)日	調査結果報告日	ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)		鉛 (mg/L)		備考
				基準		基準	
当初調査 <燃え殻>	H28.8.9	H28.9.6	23	3以下	0.082		ダイオキシン類: 公定法(注1) 有害物質: 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(注2) <鉛以外の有害物質は、24項目全てND(定量下限値未満)でした。>
詳細調査(10mメッシュによる) <燃え殻>	H28.10.26 ~10.29	H28.12.7	0.0006 ~29	3以下			ダイオキシン類: 公定法(注1)
詳細調査(10mメッシュによる) <土壌>			0.0001 ~0.26	3以下			ダイオキシン類: 公定法(注1)
低濃度部の燃え殻	H29.1.27	H29.2.9	_		検出せず	0.3以下	有害物質: 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(注2) <鉛を含め有害物質は、25項目全てND(定量下限値未満)でした。>

⁽注1)特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月厚生省告示第192号)による方法

<参考>過去の土質調査業務におけるボーリング試料の調査結果

上記燃え殻の詳細調査の参考にするため、平成19年度及び平成22年度に土質調査業務を行った際のボーリング試料の燃え殻部分のダイオキシン類濃度を測定しました。

区 分	調査(採取)日	調査結果報告日	ダイオキシン類 (ng-TEQ/g)		鉛 (mg/L)		備考
				基準		基準	
(H19年度業務) ごみ最終処分場(湯来町恵下地区)水文 地質調査及び基本計画作成業務 Br.7	H28.9.26 ~10.21	H28.11.11	0.0074 ~20	3以下			ダイオキシン類: 簡易法(注3)
(H22年度業務) 恵下埋立地(仮称)地質調査業務(22- 1) No.2	H28.9.28 ~10.21	H28.11.11	0.019 ~2.9	3以下			ダイオキシン類: 簡易法(注3)

(注3)ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第一項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成17年9月14日環境省告示第92号)の第一による方法

⁽注2)金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)による方法